

「ふくしまの酒マイスター」の設置について（要領）

（趣 旨）

第1 この要領は、日本一の「ふくしまの酒」の魅力を、国内外の消費者等に広くPRしていただくことを目的として設置する「ふくしまの酒マイスター」（以下「マイスター」という。）に関する必要な事項を定めます。

（委 嘱）

第2 知事は、日本一の「ふくしまの酒」の魅力を、国内外の消費者等に広くPRしていただくのにふさわしい方をマイスターとして委嘱します。
ただし、未成年者は、委嘱できません。

（任 期）

第3 マイスターの任期については、特段定めないものとします。
ただし、福島県のイメージを損なうような場合は、委嘱を解除します。

（マイスターの活動内容）

第4 マイスターには、次の活動をお願いします。

- (1) それぞれの立場や活動、SNS等を活用したPRなどを通じて、消費者に福島県産日本酒の魅力を発信していただき、認知度向上につながる啓発活動をお願いします。
- (2) 福島県が主催する行事イベント等において、参加や広報などの御協力をお願いします。

（情報提供）

第5 マイスターに対しては、福島県産日本酒を始め、様々な「ふくしまの今」の情報等を適宜提供いたします。
また、必要に応じて、福島県との意見交換や交流のための場を設けます。

（報 酬）

第6 マイスター委嘱に関する報酬は、無報酬で御協力をお願いします。
ただし、県主催等の行事へ御出演いただく場合には、必要な経費をお支払いいたします。

（その他）

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施します。